

第 10 回岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部会議

平成 16 年 2 月 3 日 9:15～

市長応接室

市長、小野崎助役、高村助役、収入役、教育長、市長公室長、総括審議監
環境事業部長、人・自然共生部長、農林振興部長、
行政管理部長、経営管理部長、市民健康部長、まちづくり推進部長、
都市建設部長、基盤整備部長、市民参画部長、
上下水道事業部長、工事検査室長
その他

1. 市長あいさつ

- ・ この事案が発生して約 1 年が経とうとしている。この事案に対しての対応の姿勢として 3 つの原則を挙げた。迅速、情報公開、協働という形で、問題の解決に向けて全庁あげている。
- ・ 今までのところ 61 本のボーリング、22 本のバックホウの掘削が終わり、その結果を受け、現在調査中であるが、見たところによると建築廃材である。更には水質、廃棄物そのもの、土壌の分析も行っているが、いずれもそれぞれの基準を超えるものはない。周辺の地下水、善商から出てきている排水、河川水も検査しているが今のところ基準を超えるものはない。今後ともモニタリング調査は行っていく。これらの検査結果を 3 月末にはとりまとめるが、それを受け、5 月頃を目処に支障をどのように除去するかについて検討が行われる予定である。
- ・ 昨年、検証委員会からさまざまな指摘を受けたが、市政の運営に関わる、根幹を揺るがすような大きな内容で、厳粛に受け止め、しっかり対応していかなければいけないと思っている。
- ・ これを受け、それぞれ各部ごとの再発防止に向けたアクションプランを作成していきたいと思うので今日はそのようなことを議論していきたい。

2. アクションプランについて

岐阜市としての体制の確立について

- ・ 行政管理部で検証委員会報告書の要旨を平成 16 年 12 月 28 日に全職員に配信し、この問題を自身の問題として捉え、各自の考えをまとめることで、既に行われており、最終的に行政管理総室で報告を集める
- ・ 行政管理部において使命感の欠如が言われる中、法の内容の無理解及び不作為の結果を予測していないことから生ずると考えられるため、「法令等遵守・危機管理マニュアル」「コンプライアンス制度」の職員研修を通じ一層の周知、活用を徹底する。
- ・ 行政管理部において法務・危機管理担当者が平成 14 年度に設けられているが法務と危機管理が同一の者になっていたが、これを分離し、危機管理担当者は職責を上げ、部全体に対して指導ができる者を選任する。また、当然、担当者の研修も行う。

- ・ 公務員の使命感について全庁的に研修することと各部が所管業務について研修を行うという事項があるが、全庁的な研修については
- ・ 行政管理部であるが平成16年12月27日(月)に部長・室長等全員に対する「管理職研修」を開催した。この時は「公務員としてのより高い使命感をめざして」をテーマに関西学院大学教授の村尾信尚氏の講義を受けた。この研修を受け、各室員にも職場研修を速やかに実施するとともに、その結果を提出することとした。また、毎年、公務員倫理・接遇・人権問題を必須テーマに職場研修を実施しているが、各部署の所管業務に係る法令等の再確認についても職場研修の中で必須テーマに位置づけて実施する。
- ・ 環境事業部において、廃棄物処理法の改正に係る説明会あるいは産業廃棄物担当者会議等に積極的に出席し、法律等の解釈、運用について研修を行っているが、更に新年度には環境省主催の「廃棄物リサイクル研修」・「産廃アカデミー」等の職員研修を受講するとともに国等関係機関から講師を招き随時研修を行う。また、排出事業者の意識向上も重要であるため排出事業者に対する講習会を開催する。
- ・ 人・自然共生部では環境省主催の長期技術研修および大気・水質等の公害防止管理者の研修等に積極的に参加する。
- ・ 農林振興部では山林、農地等職務に関連する関係法等の研修として、新年度から、県が主催している「森林関係業務説明会」や「森林法の運用に係る担当者会議」「県農業会議」等に担当グループを積極的に参加させる。
- ・ 工事検査室関係では平成16年8月から「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」を作り、関係部に建設廃棄物管理責任者を各部2人ずつ置き、今後は、その責任者を中心に対応していき、廃棄物処理法及び建設リサイクル法の職員研修を実施する
- ・ 組織改正について、これは新年度からであるが、業者に対する指導、立入検査をするために今までは環境指導室があったが、それを産業廃棄物指導室とし、産廃に対する指導に特化する組織改革をする予定である。また、その立入検査を充実させるため、産廃Gメンとして職員2名と警察OBの嘱託員2名を配置する。

○正確な情報収集と詳細な報告書の作成及び情報の保存・共有

- ・ 環境事業部では正確な情報収集及び情報の保存、共有を行うために、産業廃棄物情報管理システムを平成18年1月導入予定をしている。また、システム導入時までは立ち入り調査結果、苦情処理等の履歴については紙台帳に記録、保存する予定である。
- ・ 人・自然共生部については今年度中に、立入調査票の内容や写真を添付した報告書等の中身について検討し、職員間での情報の共有化を目指す。中間処理施設の立入検査では、廃棄物の保管量のチェックなどにより、適正処理の実態把握に努める。また、平成17年5月末までに、届出内容、立入調査等に関する現在のシステムについて、データの一元化に向け検討していく。
- ・ 農林振興部については現在ある森林の伐採届出事項の情報を今年度中にデータベース化し、情報の共有化を図る。

- ・ 行政管理部で「岐阜市事務引継要領」を平成14年度より管理職の引継ぎを義務付けている。平成16年度から引継ぎを更に強化するため、グループリーダーにも義務付けている。さらに様式の見直しなどをし、懸案事項等の引継ぎの徹底を図る。
- ・ 行政管理部であるが、平成15年1月から「グループウェア」の電子キャビネットに文書登録することになっている。平成17年度稼働の「文書管理システム」により、より一層の情報共有化を図るとともに、文書管理システムの情報公開機能により情報公開を推進する。
- ・ 文書（資料）の保存年限は文書分類表において毎年各部署で見直し、補正しているが、「文書管理システム」の稼働に向け全面的に保存期間等の見直しを実施していく。
- ・ 都市建設部、基盤整備部、農林振興部、環境事業部、行政管理部、上下水道事業部であるが、「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、産業廃棄物関係書類(マニフェスト等)による正確な情報収集・管理を徹底している。

立入検査結果等の公開

- ・ 環境事業部で平成16年8月から、不適正処理事案及び処分業者等のリストをインターネットなどによる情報公開を実施している。
- ・ 人・自然共生部で水質汚濁防止法、大気汚染防止法などに基づく立入検査の基本方針を、平成17年3月末までに策定する。立入検査結果については、新に定めた情報公開基準により公開とし、軽微な違反についても多角的な判断を行い、適切な行政指導を目指す。
- ・ 都市建設部や基盤整備部等で、「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、平成16年8月から産廃管理票(マニフェスト)の写しを公開対象とし、工事発注者の責務を徹底するため搬出先の確認等に努めているが、完了検査後に法違反が判明した場合は、環境事業部に直ちに報告する。

他部局、他機関との有効な連携

- ・ 市長公室、環境事業部において他部局に関係する情報の共有、複数の部局にかかわる重要課題の検討等を要する場合は、政策室長会議並びに新年度に設置する「(仮称)岐阜市産業廃棄物調整会議」において、横断的な連携強化を図っていく。
- ・ 経営管理部の航空写真は、平成16年8月に新たな閲覧ルールを定め、「全庁共通様式キャビネット」に航空写真閲覧申請書を掲載し活用を図っている。また、県等他機関の閲覧や市民への公開基準として、「岐阜市航空写真取扱要領」を定めた。市民に対しても公文書としてパソコンから約三千分の一の航空写真をカラー印刷して交付することとした。今後、更に他部等との連携が図れるよう閲覧方法等の周知を図っていく。
- ・ 環境事業部等の県との連携について平成16年6月から「岐阜県・岐阜市廃棄物不適正処理調整会議」を定期的実施している。
- ・ 農林振興部については森林の伐採を行うには、市への届出或いは県への申請・許可が必要であるため、平成16年4月から県農山村整備事務所（森林関係部署）との連携強化を図りながら今後も今まで以上に情報の共有化に努め、問題が発生しそうな事案について

ては、共同で現地調査を実施する。

- ・ 都市建設部等では「岐阜市が発注する公共工事から発生する産業廃棄物適正処理に関する運用」に基づき、100 m³を越える建設廃棄物の処理現場への搬入については職員が確認しており、疑義ある場合には環境事業部と協議するとともに、関係部局で情報交換を行う。

同業他社に対する検査

- ・ 新年度に「(仮称)産業廃棄物指導室」を新設し、産廃 G メンとして職員 2 名と警察 OB の嘱託員 2 名を配置し、産廃不法投棄の再発防止に向けた監視・立入検査の強化を図る。
- ・ 環境事業部であるが「岐阜市産業廃棄物監視指導要領」を平成 17 年 3 月までに作成し、立入検査を強化する。
- ・ 環境事業部と経営管理部であるが立入検査を厳正に行うため、他都市の立入検査用機器類の活用状況を調査研究し、有効活用できる機器導入の検討を行っていく。

岐阜市の責任、職員の責任

- ・ 岐阜市職員懲戒等審査委員会で現在、聴き取りを行っており、年度内に職員の責任について厳正に対処する。

3. 自主撤去の状況について

- ・ 1 月末時点で、県内 14、県外 20 の計 34 社であり、その申し出撤去量の合計は、単純計算で約 30,000 m³ である。12 月中に 1 社が撤去完了し、1 月中の撤去量は合計 676 m³ である。